

## 調布市教育大綱<改訂版>(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

### 【パブリック・コメント手続の実施概要】

#### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成31年1月31日(木)～平成31年3月1日(金)
- (2) 周知方法 市報(平成31年1月20日号, 2月5日号, 2月20日号)及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 政策企画課, 教育総務課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所政策企画課まで提出  
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

#### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 33件(9人, 1団体)

##### <提出意見の内訳>

- 1 調布市教育大綱の位置付けと大綱策定の基本的な考え方・・・・・・・・・・1件
  - 2 調布市教育大綱の基本方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
  - 3 基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマについて・・・・・・・・・・25件
  - 4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5件
- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】 ※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

項番	項目1	御意見等の内容	市の考え方
1	(1)調布市教育大綱の位置付けと大綱策定の基本的な考え方	<p>OP1で記載されている教育大綱は、子ども条例の基本理念を踏まえてと記載されているが、子ども条例で一番大切な理念が抜けている、解釈が違うので追加、変更してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもは調布の「宝」の前文の前に、 →子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。(子どもは調布の宝…)</li> <li>・そして社会の一員として自ら考え行動できる人間として成長することが重要であるを →また、社会の一員として自ら考え行動できる人間として成長することを願っている。</li> </ul>	<p>調布市教育大綱は、総合教育会議における協議を経て、調布市子ども条例の基本理念の実現に向けて、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力して、次代を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるための基本的な方針として策定しました。また、市長及び教育委員会が所管する子ども・教育関連施策の中から、特に連携して取り組むべき（重点）事項については、その基本的な方向性を示すとともに、具体的な取組については、調布市基本計画、調布市教育プランなどにに基づき取り組むこととしています。</p> <p>調布の未来を担う調布っ子の健やかな成長を支えるため、市と教育委員会が連携を図る中で、多様な教育課題の解決に取り組んで参ります。</p>
2	(2)調布市教育大綱の基本方針	<p>●第1期の教育大綱でも今回の素案でも、子どもの教育のみを取り上げ、社会教育について触れていない。学校教育と社会教育は教育の二大柱であるから、社会教育についても、教育大綱にきちんととせる必要がある。</p> <p>2ページ</p> <p>●1 調布市教育大綱 (2) 調布市教育大綱の基本方針 上から八行目「生きる力」をより一層育み、社会の変化に主体的に対応し、のちを自ら社会を構築し、変化に対応し に変える。 ☆単に変化に対応するのではなく、自ら構築して行くことが大事であるので上から16行目 最前の教育を追求していきます の後に また、同時に大人たちも幸せに暮らし、社会の一員としていきいきと生きることができるよう社会教育に取り組んでいきます。 の文を加える。17行目 3つの基本方針を4つの基本方針 に変える。</p> <p>基本方針1 社会の変化主体的に対応できる力を社会の変化にも対応でき、また社会を自ら構築できる力 に変える。 基本方針3 それぞれの役割と、責任を自覚し 役割と責任の間に権利とを入れ、それぞれの役割と権利と責任を自覚し に変える。 ☆権利があってこそ責任が生まれるから</p> <p>新たに 基本方針4 基本方針3までを実現するためには大人の力量が必要です。大人の力量を育むためにも、また、子どもたちの学校教育以外に必要な教育のためにも、社会教育の充実を図ります。 を入れる。</p> <p>●基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ 5ページ 《5つの連携テーマ》を《6つの連携テーマ》に変える ■連携テーマ5 オリンピック・パラリンピック教育の推進を●連携テーマ6に変える。 ■連携テーマ5 社会教育の充実 を連携テーマ5にする</p> <p>・9ページ【基本的な方向性】 それぞれの役割と責任に基づき を それぞれの役割と権利と責任に基づき に変える。 「&lt;現状と背景&gt; それぞれの役割と責任を自覚し → それぞれの役割と権利と責任を自覚しに変える</p> <p>・10ページ 連携テーマ5 社会教育の充実 に変え、【基本的な方向性】&lt;現状と背景&gt;を入れる</p> <p>・11ページ 連携テーマ6 オリンピック・パラリンピック教育の推進 オリンピック・パラリンピック教育の推進6としてのせる</p>	<p>社会教育の充実についても大切な視点と認識しています、調布市教育大綱の基本的な考え方の中では、「教育は、学校のみならず、家庭、社会における教育など、生涯にわたってその充実が図られる必要があります。また、教育は、地域社会の発展に寄与するものであり、市政にとって極めて重要であることから、社会全体で調布の教育を支えていかなければなりません。」と謳っています。</p> <p>また、調布市教育大綱は、総合教育会議において教育課題を議論する中で、調布市子ども条例の基本理念の実現を踏まえて、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力して、次代を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるための基本方針を定めています。</p> <p>なお、今後も、社会教育に関する取組については、調布市教育プランや社会教育計画に基づき取組を推進して参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】 ※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

項番	項目1	御意見等の内容	市の考え方
3	基本方針1	<p>①P2の「基本方針1」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本大綱が義務教育前提(～15才)と解釈すると「国際化、情報化の進展」は異和感がある。もっと優先すべきことがある</li> <li>・例えば「(2)調布市基本大綱の基本方針」にて「生命を大切にし」「人の尊厳を重んじ」とあるので、こちらの方がより重いテーマと感じる(国際化、情報化よりも重要)</li> <li>・自治体として、自死(特に15才以下の)やいじめに強く立ち向かう姿勢を出すべき</li> <li>・従って「基本方針1」は「(前略)～の調和のとれた成長と、一人一人の生命を大切にし、人の尊厳を重んじ、自立した社会の一員として自ら考え、行動できるよう、子供たちの「生きる力」の育成や～(続く)」と書き換えるべき</li> </ul>	<p>調布市教育大綱では、3つの基本目標を定めており、それぞれの方針における主体とその目的を整理しております。</p> <p>基本方針1では、学校教育、基本方針2では、行政、基本方針3では、家庭と地域社会として位置付けているところであり、基本方針1の学校教育については、調布市教育委員会教育目標及び基本目標を踏まえ、現在の内容で整理したところです。</p> <p>今後も引き続き、調布の子どもたちが徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展などを含め、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けられるよう、子どもたちの「生きる力」の育成や社会貢献意欲の向上に向け、取組を進めて参ります。</p> <p>その中で、いただいた御意見については、調布市教育プランの施策1「豊かな心の育成」の中で、命の大切さや、人の尊厳を重んじお互いの良さや違いを認め合うことができる児童・生徒の育成に取り組んで参ります。</p>
4	連携テーマ1 (子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実)	<p>今回の大綱では、連携テーマ1として、「子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実」をあげ、基本的な方向性として、「いじめや虐待、不登校、問題行動、貧困問題などの諸課題への対応に向け、子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実に取り組む」と説明され、現状と背景で、いじめ、不登校、問題行動等の未然防止、早期発見、個に応じた支援、教育環境の提供などの必要性が述べられています。</p> <p>「かささぎ会」は精神障がい者の家族会なのですが、家族の発病は10代から20代と若年であることが多く、上記いじめ、不登校、問題行動等の背景に精神疾患が関与している事例がみられます。また、認知症以外の精神疾患は10歳頃から急増し、14歳までに半数が、24歳までに75%が発症するという報告、3～5人に一人が一生の間に何らかの精神疾患を経験することもあり、予防と早期発見・早期対応のための知識を身に着ける必要性は高いと考えられます。(毎日新聞2018年12月掲載「こころの天気図」(精神科医・佐々木東大教授)より)</p> <p>10代といえば小中学生も含まれており、本人、家族、教師等周囲の方も、病気という認識がされずに、いじめ、不登校、問題行動につながる可能性も多くあると考えられます。また、いじめ、差別等は、そのストレスが継続することによりうつ病、統合失調症等の精神疾患を発症することもあります。精神疾患の知識が乏しいと、精神疾患に罹っても病気でと気づくのが難しく、また社会的には恥ずかしいとされていることもあり、本人、家族共に隠し通院までに時間がかかり初期対応が遅れ重症化することも多いようです。本人、家族、教師に正しい知識があれば早期発見、早期対応、早期治療により発症を予防し重篤になることを防ぐことができます。</p> <p>文部科学省の学習指導要領の改定により、2022年度から高校の保健体育で「精神疾患の予防と回復」の授業も始まりますが、もっと幅広い年齢層、若年層から精神疾患の啓発教育、状況に応じた教育的支援、教育環境が実現するような教育大綱の策定をお願いします。教育大綱は基本的な方向性であるため、細かすぎるお願いかもしれませんが、精神疾患を正しく理解するための教育の必要性についてのご検討をお願いします。</p> <p>例えば、「調布市教育大綱(改訂版)(素案)」の&lt;現状と背景&gt;に、「・最近増加しているネット依存の疑いは中高生の7人に1人となり、低年齢化が進んでいます。精神疾患の予防として疾病の早期発見が重要ですが、疾患への理解不足から心身の不調は気づきにくく、また偏見もあり疾病発見の遅れにつながっており、精神疾患への理解を早期に行う社会的な対策が求められています。」という文章を追加する案を考えてみました。また、&lt;現状と背景&gt;で障がい者との共生社会について触れていますので、教育大綱中の連携テーマ1「子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実」の【基本的な方向性】の子どもたちを取り巻く諸課題である、「いじめや虐待、不登校、問題行動、貧困問題」に、「障がいの有無」という文言を追加する案を考えてみましたので、ご検討よろしくをお願いします。</p> <p>早期精神保健教育の必要性については、全国精神保健福祉会連合会の月刊誌「みんなねっと」2月号で「精神疾患を正しく理解するための教育の必要性」(講師：愛知県立大学看護学部山田准教授)が取り上げられていたため、下記に引用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①学校教育には、発症以前、ネガティブなイメージが生じる前、つまり、人生早期に全体の人に働きかけられるメリットがある。</li> <li>②自分が不調になった場合だけでなく、友人が困ったときにも、支え手として適切な助言を与えられることが期待される。</li> <li>③早期の教育によって得られる効果は、大人になってから得る教育効果と比較して高い。</li> <li>④DUP(未治療期間)を短くし、早期介入を実現することが、精神的健康を害した方の経済的そして心身の負担を軽減し、何よりも、よりよい予後が得られる可能性がある。以上</li> </ol>	<p>平成26年7月17日付けの文部科学省初等中等教育局長通知では、教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされています。</p> <p>調布市教育大綱についても、基本的な方針や考え方を定めるものとしており、総合教育会議における検討を踏まえ、調布市子ども条例の基本理念の実現に向けて、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力して、次代を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるための基本的な方針として策定しました。</p> <p>また、市長及び教育委員会が所管する、子ども・教育関連施策の中から、特に連携して取り組むべき(重点)事項について、その基本的な方向性を示すとともに、具体的な施策や事業の実施などについては、調布市基本計画や調布市教育プランの中で取組を進めていくこととしております。</p> <p>いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】 ※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

項番	項目1	御意見等の内容	市の考え方
5	連携テーマ1 (子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実)	<p>● 連携テーマ1：子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実 国際化や入管法改正により、外国人児童・生徒の増加が予想される。日本語や日本での生活が困難な外国人の子どもたちに対する教育及び支援を充実すべきである。</p>	<p>調布市教育プランの主要事業18「教職員の指導力・人権意識の向上」の中で、外国(海外)にルーツを持つ子どもなどについて、教員が適切に理解する取組を推進して参ります。また、学校生活への早期適応を図るために、日本語指導教室の設置や日本語指導講師の派遣を継続して参ります。</p>
6	連携テーマ2 (安全・安心な学校づくりの推進)	<p>(1) 教育大綱に、教育機関における喫煙防止・受動喫煙防止に係る教育について含めてください。 【理由】 1.東京子どもを受動喫煙から守る条例12条において「都は、子どもの受動喫煙を防止するため、受動喫煙の有害性、禁煙の効果及び禁煙治療に関する知識の普及啓発を講ずるものとする。」と定められており、調布市においてもこれに取り組む法令上の根拠がある。 2.東京都受動喫煙防止条例3条2項において、「都は、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、意識の啓発や教育を通じた正しい知識の普及により、都民の理解を促進するように努めなければならない。」と定められており、調布市においてもこれに取り組んでいく必要がある。 3.調布市受動喫煙防止条例(案：パブリックコメントで付されたもの)において、「市は、市立の小学校及び中学校において喫煙の防止を図るための教育を推進するものとします。」と記載されており、今後調布市としても重点的に取り組んでいく施策でありながら、教育大綱に記載されていないことに違和感を感じる。条例に明記して定める以上、教育大綱にも含めるべきである。</p>	<p>市では、市独自の条例制定を含めた市としての受動喫煙対策に取り組んでいます。条例では、小・中学校を含め公共施設を原則敷地内禁煙とすることはもとより、とりわけ、子どもたちへの配慮として、市内の公私立の学校・幼稚園・保育園・児童館等の敷地に隣接する路上における喫煙を禁止する対策を講じて参ります。併せて、通学路における受動喫煙防止への配慮を求めていく中で、次代を担う子どもたちが健康に暮らせる環境づくりに取り組んで参ります。 また、市立小・中学校におけるたばこに関する教育の推進や受動喫煙防止等に関する市民への啓発に取り組むこととしております。 受動喫煙防止対策は、市としても全庁的に取り組むべき重要な課題として認識していることから、教育大綱における基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ2「安全・安心な学校づくりの推進」における「現状と背景」に当該取組に関する記述を追加いたしました。</p>
7	連携テーマ2 (安全・安心な学校づくりの推進)	<p>(2) 安全管理について 「安全・安心な学校づくりの推進」に、「防災教育や食物アレルギー対策の推進、通学路等の安全対策など、子どもたちの安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを進めます。」と定められていますが、教職員の安全管理・危機管理に関する研修会をより充実させることも明記してほしい。 理由： 私の子どもが通う小学校では、児童による放火や火元近くでのスプレー缶使用による爆発事故、さらに雑巾がけしている子ども同士での衝突事故による大怪我など、安全管理態勢に疑問のある事故が1年間のうちに頻発していますが、学校内での問題として教育委員会が前面に出て再発防止を行うことがありませんでした。 このような安全管理態勢の基本は、まず教職員への研修会を充実させることが必要であり事例を横展開する必要があります。事故後の説明会等でも教育委員会の職員が後ろに控えていながら一切表に出て発言しないなど、教育委員会は末端の学校長の責任として押し付けているようにしかみえず教育委員会に不信感を持っています。 調布市全体で取り組んでいくべきです。被害児童の親として、強く申し入れます。</p>	<p>調布市教育大綱の連携テーマ2「安全・安心な学校づくりの推進」の【現状と背景】の4つ目の◇において「日頃の生活安全指導や安全教育の充実、情報共有の徹底を図るなど、子どもたちの安全の確保を第一に、教育委員会、学校、関係機関や地域が一体となって、危機管理に取り組むことが求められている」旨記載しています。 こうしたことを踏まえ、子どもたちの安全確保に関する取組を継続して実施することで、安全・安心な学校づくりを推進して参ります。</p>
8	連携テーマ2 (安全・安心な学校づくりの推進)	<p>連携テーマ2：安心・安全な学校づくり 基本的な方向性の中に、「通学路等の安全対策」と記載されており、通学路に順次防犯カメラの設置が進められていることは存じています。 しかし、防犯カメラは死角があり、保護者の見守りは通学路を網羅しているわけではありません。子供達は防犯ブザーを持っていますが、これでも万全とはいえません。 現在、通学時に子供に携帯電話を持たせることは一律で禁止されていますが、GPS機能に特化した簡単携帯などは、希望者には携行可とする選択の自由を求めます。 (在校中は電源をオフにするなど、携行する上でのルール設定は必要と考える)</p>	<p>通学路における安全対策の具体的な取組については、調布市教育プランの主要事業22「安全・安心な学校づくりの推進」の中で、通学路における安全対策として、防犯カメラの適切な維持管理に加え、通学路の合同点検、児童通学見守り員の配置等を行い、保護者・地域と連携した安全対策を図ることで、児童・生徒の安全確保を推進して参ります。 通学時における携帯電話の携行については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】 ※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

項番	項目1	御意見等の内容	市の考え方
9	連携テーマ2 (安全・安心な学校づくりの推進)	<p>● 連携テーマ2：安全・安心な学校づくりの推進            食物アレルギー対策の推進は基本的な方向性や現状と背景に記載されているが、調和小学校におけるシックスクール（化学物質過敏症）問題が記載されていない。記載すべきである。            化学物質過敏症は、住宅や学校の建築材料だけが原因ではない。柔軟剤や受動喫煙も原因物質である。一旦発症するとごく微量でもひどい症状が出て、学校生活も困難になる。（日本テレビ2月24日24時55分放映のNNNドキュメント '19「化学物質過敏症～私たちは逃げるしかないのですか～」）参照            しかし、調和小学校におけるシックスクール問題は、すでに市役所の中でも風化がかなり進んでいる。8年目の健康福祉関係の職員で、この事件を知らない人がいた。一度、市役所全体で調査をされるとよい。「天災は忘れた頃来る」防災、食物アレルギーだけでなく、化学物質過敏症についても、教育委員会、学校関係者の中だけでなく、市役所や市民に広く周知し続けることが必要である。</p>	<p>調和小学校において発生した室内化学物質による児童の健康被害を受け、市教育委員会のみならず市を挙げて、これまでさまざまな対策に取り組んで参りました。市としての統一的な取り組み方針を定めた「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」を策定し、公共施設の室内化学物質の拡散への対策に努めてきたほか、学校施設においても、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を策定・運用しています。            教育大綱においても、調和小学校でのシックハウス症候群を含む室内化学物質に関する被害については、連携テーマ2「安全・安心な学校づくりの推進」の中で、市と教育委員会が連携して取り組むこととしています。            今後も、調布市教育プラン主要事業22「児童・生徒の安全確保の推進」の中で、学校施設における継続的なシックハウス対策を講じることで、児童・生徒に対する安全・安心な学習環境を提供して参ります。</p>
10	連携テーマ2 (安全・安心な学校づくりの推進)	<p>①子どもたちの安全確保の取り組みとして一つには、地域に開かれた学校づくりと考えます。            既に地域の催しや地区協でも行なっていますが、年間を通して日常的な取り組みが大事と考えます。例、校門辺りの掃除、花壇の手入れ、高齢者の昔遊び、昔話、手作りおもちゃ、郷土料理などの伝承です。地域との顔の見える関係は学校の安全につながると考えます。防犯カメラは疑問です。</p>	<p>子どもたちの安全対策については、調布市教育プランの主要事業22「安全・安心な学校づくりの推進」において、通学路における安全対策として、防犯カメラの適切な維持管理や通学路の合同点検、児童通学見守り員の配置等を行い、保護者・地域と連携した安全対策を図ることで、児童・生徒の安全確保を推進することとしています。            また、同プラン施策5「魅力ある学校づくりの推進」の中で、登下校時の見守りなど、地域の特性を生かした取組等を推進することで、地域に開かれた学校づくり、魅力ある学校づくりを推進することとしています。            いただいた御意見を参考にしながら取組を継続することで、児童・生徒の安全確保を推進して参ります。</p>
11	連携テーマ3 (学校施設の整備の推進)	<p>● 連携テーマ3：学校施設の整備の推進            子どもは調布の「宝」、「未来への希望」というなら、教育環境の老朽化対策など、他の不要不急の事業や施設の更新よりも優先度を上げて、率先して行うべきである。            雨漏り対策など聞いて驚く。老朽化対策など教育大綱に記載するまでもないことであり、記載すべきもっと重要なことが他にある。</p>	<p>学校施設の整備については、調布市教育プランの施策7「学校施設整備の推進」に基づく、「調布市学校施設整備方針」の取組に加え、調布市基本計画にも位置付けることで、計画的に取組を進めることとしています。            今後も、だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童・生徒が良好な環境の中で学習できるよう、学校施設整備を推進して参ります。</p>
12	連携テーマ3 (学校施設の整備の推進)	<p>● 連携テーマ3：学校施設の整備の推進            体育館に空調整備を設置すべきである。</p>	<p>小・中学校における空調設備の整備については、既に、普通教室の整備は完了し、特別教室についても今年度整備が完了しました。            中学校体育館における空調整備については、調布市教育プランの主要事業25「快適な教育環境の整備」の中で位置づけ、平成31年度中に5校に設置し、平成32年度までに全校へ設置することを予定しています。小学校体育館の空調整備については、全校整備に向けて、今後、具体的に検討して参ります。</p>
13	連携テーマ3 (学校施設の整備の推進)	<p>連携テーマ3：学校施設の整備の推進            多摩川小学校の場合は、平成29年度に校庭を改修、平成30年度に校舎の外壁を塗り替え、平成31年度に体育館を改修すると説明を受けました。            それらも重要なことですが、多摩川小学校では、児童730人程度に対して、保健室のベッドが2台というのは、あまりにも少ないと思います。子供はすぐにけがをしたり、体調を崩します。保健室が狭いのかもかもしれませんが、折りたたみ式など、コンパクトな簡易ベッドならあと1～2台は準備していただきたいです。連携テーマ2にも通じると考えます。</p>	<p>各学校における施設整備等については、緊急性、必要性等を検討したうえで、順次対応しております。            いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
14	連携テーマ3 (学校施設の整備の推進)	<p>● 連携テーマ3：学校施設の整備の推進            英語教育や異文化交流など、国際化やICT化に対応すべきである。</p>	<p>いただいた御意見については、調布市教育プランで掲げる主要事業6「ICT機器の整備・活用と情報教育の推進」、主要事業7「グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進」の中で取組を推進して参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】 ※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

項番	項目1	御意見等の内容	市の考え方
15	連携テーマ4 (学校・家庭・地域の連携による教育支援)	<p>連携テーマ4&lt;現状と背景&gt; 第2節 学校が地域の避難所になることを前提とした災害時における「実効的な体制づくり」とは、具体的にどうということか。 現状の体育館などの避難所は、高齢者、障害者、乳幼児を抱えた母親など、災害弱者にとっては、人権無視、人権侵害の側面が大であり、根本的な配慮・対応が不可欠。学校施設を使うのを前提としない、市としての抜本的な対策を求めたい。</p>	<p>市立小・中学校は、調布市地域防災計画において、災害時における避難所として指定しており、避難所として必要な機能が発揮できるよう、マンホールトイレや多目的トイレの設置等、バリアフリーに配慮した施設整備に加え、体育館への空調設備の整備等、避難所機能の向上に取り組んでいます。 その中で、女性や高齢者、障害者などの要配慮者が、安全・安心に避難所を利用しただけのような避難所運営に努めています。 また、毎年4月の第4土曜日に実施している調布市防災教育の日において、児童・生徒、学校関係者はもとより、関係機関、地域住民等の参加による避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を実施し、自助、共助の取り組みを推進しています。 今後も、調布市基本計画及び調布市教育プランで掲げるソフト・ハード両面からの取組を推進することで、災害時における実効的な体制づくりを推進して参ります。</p>
16	連携テーマ4 (学校・家庭・地域の連携による教育支援)	<p>学校と地域が連携していく制度が導入されて10年経過しても、地域の教育環境は整備されていない。市民社会の発展を阻害する障壁がある中での教育大綱の基本方針、テーマとして掲げられた取組について「地域が新しい領域」での支援活動基盤づくりを提案します。 ～市民社会の発展を阻害する障壁～ 「意識の壁」「情報の壁」「制度の壁」「人材の壁」「活動資金の壁」「活動拠点の壁」 まちづくり推進プロセス、出口戦略の方向性が示されていない。 教育委員会、学校は「手段を目的化して、真の目的を見失っています。」 教育大綱の基本方針について 地域の教育環境は整備されていない。学校での地域の参画による学校側の抵抗。市民社会の発展を阻害する障壁がある中での構築は土俵上の整備が出来ていない。質的向上・充実以前の問題がある。学校と地域が連携、地域が参画した制度：地域は新しい領域での教育支援活動は初めての経験。新しい領域を重視した協働型教育社会の必要性を示していく。 テーマは「学習の支援」「教育環境づくり」「連携・協働の推進」「支え合い、助け合いの推進」自立、協働、創造に向けた力の習得（生涯全体）。社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。輝く人づくりのために「人づくり、組織づくり。体制づくり」の基盤を強化する段階です。 基本方針1. ～地域ぐるみ施策の推進をします。2. 教育環境の整備の充実をします。 3. 支え合い教育を協働していきます。 1. ～教育及び支援の充実。「学校を核にした地域ぐるみの教育活動を推進し、家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくりを推進します。」 2. 安全・安心な学校づくりの推進。「学校・家庭・地域の連携による子育て支援の学習環境を充実します。」 安全・安心に配慮しながら地域に開かれた学校づくりを目指して「支援教育の推進、安全・安心に向けた取り組み、研修研究の充実」。自立・協働・創造に向けた力の習得。 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。 3. 学校・家庭・地域の連携による教育支援。「家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくりを推進します。」～家庭や地域、学校が協働して支え合う環境づくりを推進します。 「お互い様」を原点にしたつながりを深め「助け合い」「支え合い」。～「学び」と「つながり」を深め、「地域教育ネットワーク」を通じて支援体制の確立を目指していく。</p>	<p>地域人材等を活用した教育の充実については、調布市教育プランの主要事業16「地域人材等を活用した教育の充実」において、これまで設置してきた「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」に発展させるとともに、未設置校へ計画的に設置し、様々な活動を通じて地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を整備することとしております。また、農業体験や環境美化活動、登下校時の見守りなど、地域の特性を生かした取組等を推進するとともに、学校関係者による評価の充実を通じ、学校・家庭・地域が現状と課題認識を共有し、学校経営の改善を図ることで、魅力ある学校づくりを推進することとしています。 地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」の観点をより一層発展させ、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるなど、魅力ある学校づくりに向けた取組を推進して参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】 ※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

項番	項目1	御意見等の内容	市の考え方
17	連携テーマ4 (学校・家庭・地域の連携による教育支援)	<p>第4節</p> <p>第1期「教育大綱」に対するパブコメで、No.32教員の働き方に対する市の考え方に「学校や教育に求められる役割が増加する中で、教員が新たな教育課程に対応し、教科指導や生徒指導などの教員としての本来の職務を着実に遂行していくためには、授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、教員が子どもと向き合える時間を確保するとともに、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことが急務となっている」とあった。</p> <p>今回、「教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる重大な問題となっている」と指摘していることは、3年以上経過しているにも拘わらず、教員の働き方の状況が改善するどころか悪化していることを物語っている。その対策として、「学校における働き方改革を推進する」とあるが、単に今言われている「働き方改革」を推進しても、教員の状況が改善するとは思えない。</p> <p>これは、教員の定数増などの抜本的な改革が必要と考える。この問題に対する市教育委員会の答えは、「都、国へ要請する」のみ。それが実現するまで、市の予算で市独自に教員を増やす努力をしてほしい。これは、学校支援者やサポーターを増やせばよいという問題ではない。</p>	<p>《学校における働き方改革の推進への御意見について》</p> <p>現在、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、全国的に課題となっており、このため、調布市教育プランにおいて主要事業19「学校における働き方改革の推進」を位置づけるとともに、「調布市立学校における働き方改革プラン」を平成31年1月に策定し「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロとする」目標を掲げ様々な取組を進めることにしております。</p> <p>教員が児童・生徒のための時間を確保し、専門性を発揮できる環境を整備することで、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげて参ります。</p> <p>《教職員の定数増、人員不足への御意見について》</p> <p>児童・生徒数の増加に伴う学級数の増等に応じた教職員の適正な配置について、東京都教育委員会と連携のうえ対応して参ります。</p> <p>《調布市立小・中学校の教員の労働実態調査等への御意見について》</p> <p>調布市独自で実施した労働実態調査等はありませんが、東京都教育委員会が実施し、ホームページで公開している「東京都公立学校教員勤務実態調査」の調査対象校として一部、調布市立小・中学校が含まれております。</p> <p>《特別支援教育への御意見について》</p> <p>特別な支援が必要な児童・生徒に対する支援については、引き続き、調布市特別支援教育推進計画に基づき、市長部局と教育委員会、関係機関が連携を図りながら特別支援教育を推進して参ります。</p>
18	連携テーマ4 (学校・家庭・地域の連携による教育支援)	<p>③子どもにとって社会生活の場でもある学校、教員の長時間労働は困ります。早急に解決して欲しいです。</p> <p>学校教育の質の維持向上を図るとは具体的にどのようなことなのでしょう。</p>	
19	連携テーマ4 (学校・家庭・地域の連携による教育支援)	<p>● 連携テーマ1：子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実、連携テーマ2：学校施設の整備の推進及び連携テーマ4：学校・家庭・地域の連携による教育支援</p> <p>教職員は長時間労働を強いられ、学校はブラック職場と化しているといわれる。教職員の増員、備品の増強などなど、教職員の労働条件、労働環境を改善すべきである。</p> <p>調布市立小中学校の教員の労働実態調査や意識調査の結果をまとめた報告書などがあるか？</p>	

【意見の概要と意見に対する市の考え方】 ※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

項番	項目1	御意見等の内容	市の考え方
20	連携テーマ4 (学校・家庭・地域の連携による教育支援)	<p>私は、多摩川小学校に通う子供の保護者です。この度、調布市教育大綱（改訂版）（素案）と、調布市特別支援教育推進計画（素案）を拝読しました。</p> <p>私は、多摩川小学校のことしか存じませんが、調布市の教育全般に関わることもあると考え、以下のパブリックコメントを提出させていただきます。</p> <p>連携テーマ1：子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実          連携テーマ4：学校・家庭・地域の連携による教育支援</p> <p>多摩川小学校の全児童数は730人で（調布市立の小学校で3番目に児童が多い）、10年前に比べて2倍に増えていると伺いました。</p> <p>教員は、各クラスの担任の他、講師の先生が5人いらっしゃいますが、児童数の増加に対して教員の数が少ないのではないのでしょうか。</p> <p>調布市特別支援教育推進計画（素案）では、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒数は増加しており、（調布市の小学校全体で、通常の学級の全児童数に対して、特別な支援を必要とする児童の在籍率は平成27年の8.7%から平成30年には13.8%に増加）（22ページ）対象児童の増加により、校内通級教室の教員も増えることが予想される（31ページ）のは、子供達にとって喜ばしいことで、歓迎します。</p> <p>しかし、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒は、支援のレベルが3段階に分けられており、レベル1では、学校担任等の工夫による対応が必要と明記されています。</p> <p>多摩川小学校では、調布市のスクールサポーターが1人いますが、子どもたち一人一人に応じた教育および支援をするには、明らかにマンパワー不足ではないのでしょうか。</p> <p>特に、1年生はこれまでの保育園や幼稚園とは環境が一変し、小学校生活に慣れるまでには、全ての子供達にきめ細かい対応が必要です。1年生の各クラスには担任の先生が2人いても良いと考えます。（主担任1人、副担任1人でも良い）</p> <p>さらに、全学年を通じて、子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実を図るためには、教師の増員が必要です。</p> <p>調布市教育大綱（改訂版）（素案）の9ページに学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められる一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。学校における働き方改革を推進することで、学校教育の質の維持向上を図り、魅力ある学校づくりにつなげることが求められています。</p> <p>とありますが、教員数の増加は働き方改革の一環として有効と考えます。</p> <p>また、調布市教育大綱の基本方針（2ページ）に子どもは調布の「宝」、「未来への希望」であり、まちづくりの観点からも教育は極めて重要であり、家庭や地域、学校・行政機関はそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携、協力し、教育環境の充実に取り組んでいかなければなりませんと記載されています。</p> <p>教育環境の充実には、PTAを始めとする家庭や地域の役割や責任もありますが、教育の専門知識を持つ教員が中心的な存在になります。</p> <p>私は、子どもだけでなく、教員も宝だと考えます。経験のある教員が長時間労働による心身疲労等で離職されることは、教育の質の維持向上を妨げるだけでなく、長期的視点に立ってまちづくりに与えるマイナスも大きいのではないのでしょうか。</p> <p>このため、調布モデルとして、各市立学校への大幅な教員の増加を希望します。予算などの兼ね合いですぐに実現することが難しい場合でも、講師の増員や調布市のスクールサポーターの増員など、出来るところからマンパワーの強化（教員の増加）を求めます。</p>	(市の考え方については、前ページのとおり)



【意見の概要と意見に対する市の考え方】 ※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

項番	項目1	御意見等の内容	市の考え方
21	連携テーマ4 (学校・家庭・地域の連携による教育支援)	<p>連携テーマ 学校・家庭・地域の連携による教育支援も必要ですが、学校・家庭・地域が連携するための教育支援という視点も欲しい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・家庭・地域での子どもの教育に関する情報や目標を共有し…。と記されているが、家庭(家族関係)、地域社会が希薄になってきている現在。家族とは何か、地域とはなにかを再度学ぶことが今大切であり、家庭、地域の基盤があってこそ、その責任、役割が明確になるのでは。まず、大人が学ぶことが今必要であると思う</li> </ul>	<p>いただいた御意見については、調布市教育プラン施策9「生涯学習社会への対応」の中で、暮らしと地域の魅力・課題の再認識についながる公民館活動の推進や、市民、社会教育団体等への活動の支援を推進することで、学び合いの活性化、地域の交流促進を図って参ります。</p>
22	連携テーマ4 (学校・家庭・地域の連携による教育支援)	④地域の拠点である公民館。地域の教育力の充実には、学習活動、サークル活動の支援を期待します。	
23	連携テーマ4 (学校・家庭・地域の連携による教育支援)	<p>②P5の「連携テーマ4」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所との連携を加えるべき(今の風潮を見て欲しい)</li> <li>・具体策はこれから考えるとして「方針」としてここで児相との連携を宣言すべき。(三者の連携ではなく、四者の連携となる)→P9も見直し</li> </ul>	<p>いただいた御意見については、調布市基本計画、調布市教育プラン等で位置づけた取組に加え、警察、児童相談所等の関係機関で構成される調布市要保護児童対策地域協議会における連携等を継続することで、引き続き、児童虐待防止に向けた取組を推進して参ります。</p>
24	連携テーマ5 (リハビリテーション教育の推進)	<p>連携テーマ5：オリンピック・パラリンピック教育の推進 平成27年度には、調布市立小・中学校全校が推進校として指定されています。心身共に調和のとれた発達を促す学習機会となるよう、特色あるオリンピック・パラリンピック教育を推進するのは結構ですが、(発達障害を含め)運動を苦手とする子供達もいることを念頭に置き、無理に参加させることはしないようにしていただきたいです。 この教育要綱には、ボランティアについては一切記載されていませんが、万が一、調布市内の小・中学生にボランティアを募集する場合は、子供達(本人)の意思を尊重し、場合によっては不参加の選択も認めることを希望します。(夏の開催であり、熱中症などの危険が伴うため)</p>	<p>《オリンピック・パラリンピック教育に関する御意見について》 オリンピック・パラリンピック教育については、オリンピック・パラリンピックの歴史、理念、参加国の文化等の学習を通じ、異文化や障害者に対する理解を深めるとともに、自他を認め、尊重し合う心を育成することとしています。 調布市基本計画や調布市教育プランで位置づけた取組を推進することで、オリンピック・パラリンピアンとの交流を通して、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図って参ります。</p>
25	連携テーマ5 (リハビリテーション教育の推進)	<p>P5、P10 連携テーマ5、オリンピック・パラリンピック教育の推進 何のために、調布の会場でやる。学校教育の一環としてやるのか、子どもたちに学んでほしいことは、はっきりと示してほしい。その後、なにを学んで子どもたちがどうなってほしい。 ●障害者→障がい者 障害は害ではない。 社会教育計画では、害は使っていない。全部で書き換えを。</p>	<p>《児童・生徒に対するボランティアの募集に関する御意見について》 現在のところ、調布市教育委員会として、2020年のオリンピック・パラリンピックに関連した、児童・生徒のボランティアの呼びかけは行っておりません。本件に限らず、ボランティアに関しては、児童・生徒の意思が尊重される形が望ましいと考えています。</p>
26	連携テーマ5 (リハビリテーション教育の推進)	<p>○パラリンピック、オリンピックを見て、子どもたちに何を学んで欲しいか具体的に明記した方が、わかりやすいのでは。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会であり、特別な人ではない。</li> <li>・一つであること。世界はひとつ。</li> </ul> <p>辞書で引くと以下の文章を見つけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本パラリンピック委員会：様々な障がいのあるアスリートたちが創意工夫を凝らして限界に挑むパラリンピックは、多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し活躍できる公正な機会が与えられている場です。すなわち、共生社会を具現化するための重要なヒントが詰まっている大会です。また、社会の中にあるバリアを減らしていくことの必要性や、発想の転換が必要であることにも気づかせてくれます。</li> </ul>	<p>《「障害」の表記に関する御意見について》 現状では、国、東京都の例にならない、調布市として、法令や常用漢字で使用される「障害」を用いています。</p> <p>《大会終了後のレガシーを残す取組に関する御意見について》 パブリック・コメントでお示した、調布市教育大綱(案)「連携テーマ5 オリンピック・パラリンピック教育の推進」における【基本的な方向性】の中で「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後においても、異文化や障害者への理解促進、国際交流の推進など、多様性を尊重する意識と国際感覚の醸成等、大会を通じて得た価値あるレガシーを残していく取組を推進する」としています。</p>
27	連携テーマ5 (リハビリテーション教育の推進)	<p>③P5の「連携テーマ5」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会終了後においては、「異文化や～国際交流の推進」などではなく、クーベルタンのオリンピックスラムに則り、「友情」や「フェアプレーの精神(相手へのリスペクト)」、そして「勇気」や「公平」などのパラリンピックの理念を「価値あるレガシー」として残す取組を推進すべきである</li> </ul>	

【意見の概要と意見に対する市の考え方】 ※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

項番	項目1	御意見等の内容	市の考え方
28	連携テーマ5 (オリンピック・パ ラリンピック教育 の推進)	● 連携テーマ5：オリンピック・パラリンピック教育の推進 地球温暖化など環境教育を含めること。(連携テーマ5に入れるのが適切かわからないが) 以上	調布市教育プランで掲げる施策1「豊かな心の育成」の取組の中で、市内の自然環境への理解や持続可能な社会の担い手としての意識の醸成を図る環境教育の取組を推進して参ります。
29	その他	②子どもは自然から学ぶことが大事です 例、校庭の土、樹木、草花、昆虫等とふれあうことで発見があり学んでいくのではないでしょう か。	
30	その他	● 主権者教育を充実すべきである。18歳以上に選挙権が与えられた。 党派性中立が政治に触れないことと日本では誤解されているようだが、世界では通用しない。 自立した個人として、考え方の違う人とも議論できるようになるために必要である。	学習指導要領に基づき、市の関係部署と連携したうえで、主権者教育の取組を推進して参ります。
31	その他	○子ども条例の普及を進めてほしい。子ども自身に対しての条例ではない。大人、調布市がやらなければいけない条例であるので、オリンピック、パラリンピックで子どもに動員を強制することが無いように願う。	調布市子ども条例は、子育て支援情報誌「元気に育て!!調布っ子」への掲載や、毎年、文化の日に実施している子ども条例の普及啓発イベントなどを通じて、市民への周知啓発を図っております。 また、調布市教育委員会として、東京2020大会に関連した、児童・生徒のボランティアの呼びかけは行っておりません。本件に限らず、ボランティアに関しては、児童・生徒の意思が尊重される形が望ましいと考えています。
32	その他	はじめに： パブリック・コメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約、分割等をしないこと。要約等をする必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約等が不要になるように簡潔に記載したつもりである。	調布市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメント手続の実施結果の公表に当たっては、提出意見を内容ごとに分類するなど、分かりやすい形での公表に努めることとしています。多数の意見を分類しつつ、できるだけ原文を掲載しております。 なお、提出された意見が長文の場合や意見数が多い場合、類似の意見が複数ある場合においては、意見の概要や、同じ趣旨の意見をまとめた形で公表することがあります。
33	その他	OP3が白紙でした。インターネットでのけていませんでした。	市ホームページ掲載している調布市教育大綱<<改訂版>>(素案)の3ページについては、調整ページとして空白としました。今後、誤解を生じないように、留意して参ります。